

# 令和8年度 ジュニア選手海外派遣支援事業実施要項

## 1 目的

群馬県のジュニア選手が海外のスポーツチームや選手と交流することで世界レベルの競技力や文化に触れる機会を創出する。ジュニア選手が早い時期から海外経験をすることでトップアスリートに必要な資質に気づき、自ら考え、改善していく力を養成することを目的とする。本事業は、通称：YAOP（Young Athletes Overseas Program）と呼ぶ。

## 2 事業内容

- (1) 支援内容 中高生年代の海外遠征に係る費用
- (2) 補助金額 1団体あたり上限500万円（原則）
- (3) 補助率 全体事業費の1/2を上限

## 3 対象団体

（公財）群馬県スポーツ協会加盟競技団体（うち国民スポーツ大会実施種目41競技とする）。

派遣する選手は、原則中学生・高校生年代とする。

また、選手団には指導者及び医科学担当者等のスタッフの派遣もできることとする。

## 4 補助対象経費

旅費、宿泊費等

旅行会社（代理店）等を通じて旅行手配をすることが望ましい。

証拠書類は業者の領収書とする。

## 5 申請

スポーツ振興費補助金（競技力向上対策費）に係る申請時に提出のこと。

原則、補助金の申請にあたっては、各競技団体に設置されているダイレクターがとりまとめの上、申請を行うこととする。

申請時に必要な様式は以下のとおり

- ア) ジュニア選手海外派遣支援事業申請書兼旅行計画書（様式1-9）
- イ) ジュニア選手海外派遣支援事業補助金交付申請書（様式1-10）

対象事業の選考にあっては、原則、競技団体はプレゼンテーションを行うものとする。選考の最終決定は、群馬県スポーツ競技力向上対策推進本部（以下「推進本部」）が行う。

## 6 事業報告

実績報告に必要な様式は以下のとおり

- ア) ジュニア選手海外派遣支援事業実績報告書（様式1-11）

## 7 その他

- ・本事業の申請にあたっては、競技団体からの申請とする。
- ・本事業に関しては、学校競技団体（中体連・高体連）主体での申請はできない。
- ・参加者への説明を徹底し、事故防止に努めること。
- ・競技団体は、参加者の保護者から、書面で同意をとること。
- ・海外遠征実施要項については競技団体で作成し、推進本部及び参加者へ周知すること。

と。

- ・この補助金は、競技団体の選手強化事業の位置づけであり、派遣事業の主体（主催団体）は競技団体とする。
- ・派遣する生徒が所属する学校の海外渡航届等（書式）を確認し、参加選手に確実に手続を行うよう競技団体で指導すること。
- ・怪我や事故（万が一の死亡事故を含む）に備え、競技団体で海外旅行向け傷害保険制度等へ必ず加入すること。
- ・本事業については、群馬県教育委員会等と情報を共有する。
- ・原則、日程変更は認めないが、当初の予定を変更する際は、必ず推進本部に書面で連絡すること。

#### 8 補助事業の執行方法

この事業は、群馬県が競技団体に補助金を予算の範囲内で交付し、競技団体が事業を実施する。

執行方法については、群馬県スポーツ振興費補助金交付要綱に準ずる。

#### 附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。